

平成20年度福島家庭裁判所委員会（第10回）議事概要

- 1 日 時 平成20年5月27日（火）午後1時15分～午後3時50分
- 2 場 所 福島家庭裁判所会議室（3階）
- 3 出席者 ① 石原那津子 ② 遠藤伝一郎 ③ 加藤三枝子
④ 菅野篤 ⑤ 菅野寿井 ⑥ 鈴木庸裕
⑦ 鈴木芳喜 ⑧ 曾我大三郎 ⑨ 堀部亮一
⑩ 丸山嘉代 （五十音順，敬称略）
- 4 開会等
 - (1) 開会宣言
 - (2) 委員長のあいさつ
 - (3) 委員紹介
 - (4) 説明者の同席
- 5 庁舎新営関係の説明（委員長，委員，裁判所職員，福島地裁刑事部長）

福島地家裁庁舎新営計画が認められたので、庁舎新営の概要等を説明します。

庁舎規模は、鉄骨鉄筋コンクリート地下1階，地上5階建てで、延べ床面積は約9,500平方メートル（1階当たり約1,580平方メートル）です。福島地裁・家裁の合同庁舎として建てられ、工事期間は、平成20年度から平成23年度までの4箇年，建設場所は、現在の家裁庁舎を取り壊した跡地に建てられる予定で、工事主体は、国土交通省東北地方整備局です。

なお，家裁仮庁舎が地家裁庁舎敷地のどの位置に建てられるのか，また，規模及び全体の予算規模である事業費がどのくらいなのかは，現段階において未定です。

新営の具体的な予定や内容は，今後，裁判所と東北地方整備局とで協議しながら進めていきますが，家裁仮庁舎の建設を含む新営全体の施工手順，方法及び裁判所周辺的环境，例えば日照，騒音，車両の流れ等に配慮して決定する必要があると考えています。また，平成20年度からは，現在，道路の向かい側

に建っています福島市役所の新営が予定されており，この同一地区において，近接して大規模工事が並行して施工されます。したがって，周辺地域住民の皆様や市役所，裁判所等の利用者の皆様に対する配慮が必要となります。裁判所としては，周辺道路の通行関係，日照及び騒音関係あるいは来庁者の誘導・案内等の問題が生じることも予想されますので，福島市役所とも十分に連携を図り，これらの問題に対して適切に対応していきたいと考えています。

この度の庁舎新営は，福島地家裁が最高裁判所に対して10年以上にわたり要望してきたことが実現されたものです。前回の家裁委員会において，委員の皆様から，庁舎全体が薄暗く寒々しい感じがする，利用者に配慮した庁舎，設備になっていないなど，裁判所の施設整備及び来庁者への対応等に関する多数の御意見を頂きました。これらの貴重な御意見について，予算等の制約はあるものの，新営庁舎のみならず家裁仮庁舎の段階から可能な限り実現に結び付け，国民の皆様が利用しやすい裁判所施設を造っていききたいと考えています。

6 議事

(1) 裁判員制度概要説明

(裁判員制度を行う裁判所，対象事件，裁判員の役割及び裁判員の選任手続等の裁判員制度の概要を「裁判員制度ナビゲーション」(最高裁判所発行)に添って説明した。)

裁判員に選任される確率について，福島県を見ると，対象事件が42件，選挙人名簿登録者数が約168万人ですので，候補者の割合は，1事件100人の候補者を呼び出す場合は0.25%となります。また，候補者として裁判所に呼ばれる確率について，福島県を見ると，対象事件が42件，1事件につき100人の候補者を呼び出した場合，人数の合計は4,200人，有権者数は約168万人ですので，候補者として裁判所に呼ばれる確率は約400人に1人，裁判員6人に選ばれる確率は約6,666人に1人の割合になります。全国と比較すると確率は低いです。

なお，仙台高裁管内では福島県の郡山支部が支部として唯一裁判員裁判を

行う裁判所です。郡山支部の管轄の方が本庁の管轄と比べて範囲は大分広くなっています。したがって、対象となる事件数は、郡山支部の方が多くなります。平成18年において、対象事件は本庁9件、郡山支部33件、有権者数は本庁が約48万人、郡山支部が約120万人、候補者として呼出しを受ける方は本庁が約533人に1人、郡山支部が約363人に1人、裁判員に選任される確率は本庁が約8,888人に1人、郡山支部が約6,060人に1人の割合になります。郡山支部が、本庁と比較して裁判員に選任される確率が高くなっています。

なお、裁判員制度については、最高裁判所ホームページでも御覧になれます。

(2) 広報用映画「審理」を題材とした評議の体験及び意見交換

(映画の具体的内容に限定される発言部分につき、一部割愛した。)

映像がありましたので、事件の内容は理解しやすいものでした。実際の裁判において、裁判員はいろんな調書は読まないのですね。裁判員は法廷で検察官や弁護士から1回のみ主張や意見等を聴いて理解できるのでしょうか。ところで、実況見分調書等は法廷のスクリーンに映し出されるのですか。それを見て判断しなさいということなのですか。

検察官は犯罪の捜査によって集めた証拠により起訴事実を立証します。ところで、今後、裁判員裁判は、従前の刑事裁判の進行と比べて大きく変わります。すなわち、検察官は公判廷において、厳選した書類や書面等を証拠として提出し、裁判員及び裁判官は法廷でそれらを見たり、聴いたりすることになります。結局、それらが裁判するための材料になります。なお、刑事裁判の法廷における審理は、現在、裁判員制度に向けて変化しています。検察官としては、裁判員の書類を読む時間が果たしてあるのかということのを考慮すれば、やはり法廷で理解してもらうために、書類の内容を分かりやすいものにしなければならないと考えています。工夫例としては、実況見分調書や現場の写真等を、プロジェクターやパワーポイント等を使用して法廷でスクリーンに映し出したり、被害者等の調書を分かりやすく朗読することになり

ます。このようにあくまでも法廷で裁判員に分かってもらうこととなります。

裁判員は法廷で見て、聴いて結論を出すこととなります。起訴事実の立証は検察官が行い、立証ができないときは検察官の責任となります。裁判員が審理に真に集中できる時間というものは、限られますので、できるだけ短時間で立証するとともに、難解と言われる法律用語も分かりやすい言葉に置き換えて使用するなど、裁判員に負担にならないような工夫等を行うこととなります。

ところで、映画でも触れられていましたが、公判前整理手続というものがあります。裁判が国民の皆様に分かりやすく、迅速な審理がされるためには、入念に裁判の準備をすることが必要となります。そこで、最初の公判期日の前に、裁判所、検察官及び弁護人が事件の争点を明らかにし、公判において取り調べる証拠を決定した上で、明確な審理計画を立てることを目的する手続が公判前整理手続です。この審理計画を立てることが重要となります。審理は通常3日間で足りるということになりますが、裁判員は法廷における訴訟関係人のやりとりにより、法廷で審理内容を分かてもらうということとなります。

今回の事件を見ると、裁判の争点は、正当防衛が成立するのかどうかです。検察官は、被告人が刺した時点では、被害者はすでに立ち去ろうとしていたと主張しておりますので、当時の目撃者を証人として申請し、証人に対し、この点を重点的に尋問しました。証人は、被害者は刺される直前に被告人に背を向けて立ち去ろうとしているように見えたと言いました。正当防衛でないという立証です。他方、弁護人は、正当防衛であると証明する必要はありませんが、一応、被告人は自分や妻の身を守るために、被害者からの攻撃は止んだけれども、また襲われるかもしれないので、やむを得ず被害者を刺したということで正当防衛の成立を主張しました。

裁判員制度の法廷においては、審理自体が工夫され、ビジュアル的なものになってきます。例えば、裁判員は実況見分調書等を初めて見られることになるでしょうが、法廷ではほかにカラーの生々しい被害者等の写真も映し出されることとなります。目を背けたくなるようなものが再現されると思い

ます。特に若い女性の裁判員は、場合によりPTSD（心的外傷後ストレス障害）に陥るかもしれませんので、映し出して見ていただくことが相当なのか、慎重にならざるを得ないかなと考えています。したがって、裁判員に対するアピールと、このような心のケアの必要性などを考慮しながら立証することになると思っています。

量刑については、素人の考えで判断されていいと言われますが、判断が難しいです。量刑はどれくらいが相当なのか、考えが及びません。

先ほど検察官の立場から、裁判員に対して、理解していただくために分かりやすい説明等を行うなどの方法を講じているという趣旨の話がありました。弁護人側もそのようにされるのですか。プレゼンテーションの争いになりますね。弁護人でプレゼンの得意な人が、成績が良くなることがあるのかなと思ったりします。

弁護人は今まで基本的に法廷において、裁判官に訴えるということで来ました。ところで、今回は有罪か無罪かというシビアな争いになっています。そのためにプレゼンについては、分かりやすい立証に努めることになります。ただ、現実の裁判においては、情状関係の立証が大事になります。有罪又は無罪を争う事件はほとんどありません。裁判員制度においては、裁判員の方が量刑について権限を持っていますので、裁判員に情状関係を分かってもらい、できるだけ刑を軽くしていただくためのアピールをすることになります。弁護人の技術によって、素人である裁判員に情状を訴えることになりすし、それが上手い弁護人もいます。裁判員に情状関係をどのように理解してもらうか、あるいは分かりやすくするかという、弁護人にとって、裁判員の情にどのように訴えるかという弁護活動の努力が必要になってきます。

弁護人としては、有罪又は無罪というものだけではなく、有罪の場合に執行猶予に持っていく弁護活動が必要になります。

量刑は難しい。本件の場合、喧嘩両成敗という言葉があるとおり、例えば、やられた方もやった方も処罰されるが、今回は片方が死んでしまったので刑務所に行けないだけなのだというような仕組みなどを分かってもらうのも大事かなと思います。もちろん争点も分かっただけでも大事です。裁判員が落ち着いて議論できるのには、トレーニングが必要です。

刑罰をどのように考えるのかという点と、一つの情状がどういうふうに結び付くか分からないことが、裁判員制度の悩ましいところです。つまり、一つ一つの事情は分かるのだけれども、それが何というものに結び付くのか。執行猶予というものなのか。結局、それは裁判体に任せることになり、裁判体は量刑分布図などを示すことになります。検索条件がありますので、裁判員はその結果を参考にして考え、判断することになりますが、それが裁判員にとって1番の負担になるだろうと思われます。本件の場合、仮に懲役3年以下の判決だった場合、量刑分布図によると被告人にかなりの情状があるということになります。

量刑資料については、私たちに今まで示されることがなかったので、よく分からなかった部分でありましたが、それらが裁判員に示されるようになり、このようにオープンになったことは、良いことです。それらは弁護人にも示されることになるのですね。

そうです。

量刑については、検察官にマニュアルがありませんので、確かに悩ましいテーマではあります。各検察官によって求刑が違います。本件の場合には、被告人があのようなナイフを持っていたという事実がありましたし、これをどのように評価するかということになります。裁判員の方は判断に苦しむかもしれませんが、他方、一般国民として新しい視点からの意見等が出される気もします。

刑罰は応報です。被告人が、再犯しないための刑期はどのくらい必要なのかという問題になるし、他方、反省ができていて再犯しないことが分かれば執行猶予でいいという問題になります。

現在、法曹三者は裁判員制度の模擬裁判を繰り返し実施しており、法廷における審理に関する共通のものを策定し、より分かりやすい土台作りを行うべく作業中であります。例えば、責任能力が問われる事件が発生しますが、それは分かりにくいものですし、争点になった場合に手順どおりに行って分かるような工夫をした上で、かつ争点も分かるということになります。今回

の正当防衛は責任能力と比べて、他人の不正な行為に対して自己等の権利を
防衛するためやむを得ずにする行為であり、比較的分かりやすい概念である
のかなと思われます。

法律概念を分かりやすく記憶に留めてもらうことになります。裁判員制度
では、裁判員と裁判官とが共通認識としての土俵に上がり、争点をどのよう
に当てはめていくかということになります。正当防衛を平たく言えば、被害
者の行為から自らの身を守るために行う行為ですが、本件に当てはめると、
やられている最中にナイフを突き刺すのか、やられて30秒後に突き刺すの
か、10分後に突き刺すのかなど、どこまでならば正当防衛が成立するの
かの判断になります。裁判員制度においては、一般の方が納得のいく量刑を決
めることが大事であると思われます。法律概念というか、裁判の前提となる
部分については、裁判官が説明しますし、一般の方には、生の声で議論して
もらいます。そうすれば一定の結論が出るのではないかと考えています。

評議室で正当防衛とはどういうものなのかを議論するとき、論告要旨等の
ペーパーも出されるのですね。そうでないと、法廷での記憶力は当てになら
ないし、裁判員全員が情報を共有していないと議論がかみ合わなくなります。

検察官作成の論告要旨等のペーパーは配ります。また、評議の際には、証
人尋問等の審理状況をビデオに撮ったりするので、裁判員はそれを自由に見
たいときに見ることができます。

裁判員はどのような裁判に臨むのか、事前に分かるのですか。

当日に分かります。前年に裁判員候補者名簿に登載されて通知が届きます
が、そのときはまだ分かりません。その後、裁判員候補者として裁判員等選
任手続期日に裁判所に出頭したときに初めて自分が、裁判に臨む事件が分か
ることになります。

裁判員制度の施行日である来年5月21日起訴分からは裁判員対象事件と
なります。

起訴後に公判前整理手続を行うので、それ以降に第1回公判期日が指定さ
れます。

裁判員等選任手続期日は、第1回公判期日の約6週間前に指定されるので、同期日は7月ころになると思われます。

裁判員は起訴状や冒頭陳述要旨等を持ち帰りすることができるのですか。裁判所に返還します。

法廷では、検察官席及び弁護士席は左側・右側どちらかに決まっていますか。

決まっていません。各裁判所の法廷によって異なります。一般の傍聴人が出入りする側に検察官席が設けられています。

裁判員の守秘義務について、守秘義務という日本社会ではあまり慣れないことが入ってきて、国民は制度が始まる前から混乱していると思います。私見ですが、候補者名簿から裁判員を選ぶのではなく、一度フィルターにかけてこの人たちの中から選ぶということもありがたくなると考えたりします。名簿からですと結局、選ばれない人も出てきます。フルタイムの人、あるいは派遣社員の人などがいますが、派遣労働ですとなかなか休めないこともありますし、休むことに対する補償の話も出てくるのかなと思います。それらを考えると、名簿にフィルターをかけて選ぶことはどうかと思ったりします。実際は、候補者名簿からくじ引きという古いやり方で選びますが、その仕組みを私たち国民が分かっていたら、裁判員制度への密着度をより感じるのではないのでしょうか。

裁判員候補者名簿からアトランダムにくじで選ぶことになります。

市町村役場等ではパソコンでコンピューターシステムにより裁判員候補者名簿を調製します。

精神的に病んでいる裁判員候補者がいる場合、裁判員等選任期日の質問手続の際にそのような方であると分かるのですか。

基本的には、裁判員候補者が不公平な裁判をするおそれがないと判断した場合には選任することになります。

守秘義務について、私たちメディアに関わる人は、当該事件に会社の人間が取材をして記事を書いたりします。同じ会社で同じ仕事をしているわけです。当該事件に関して伏せている事項等があり、それについては守秘義務が

発生するので、辞退したいと考えています。

裁判員制度における守秘義務というものは、具体的な仕事を離れて、裁判員の職務としての守秘義務のことを言いますので、その場合は裁判員としての守秘義務には該当しません。

(3) 裁判員制度広報活動の経過説明

裁判員制度広報活動については、これまで福島地裁が中心となり行ってきました。福島家裁はこれに協力する形で活動してきているところです。

裁判員法は平成16年5月に成立し、裁判所は直ちに県内すべての自治体を訪問の上制度説明や広報誌への記事掲載等の協力依頼を行うとともに、各種団体や学校関係等からの裁判所施設見学、法廷傍聴の際の制度説明、あるいは裁判官及び職員の出張講義による制度説明を行ってきました。

大きな活動としては、県内の自治体訪問のほか、平成17年9月に法曹三者による裁判員模擬裁判を行いました。これは広報用というよりは、裁判所内部や法曹三者間の裁判員制度に関する手続の検討、あるいは検証的な意味合いで開催される模擬裁判です。今日まで福島地裁本庁及び郡山支部で、延べ十数回、開催しました。同年10月には「裁判員制度全国フォーラム in 福島」をコラッセふくしま多目的ホールで開催して約300人、また、平成19年1月にも同フォーラムを福島テルサで開催して約340人という2会場ともに多数の県民の皆様の参加をいただきました。平成17年12月にはバス車内への広告の掲示を行い、平成18年1月には小中学生を対象にした模擬裁判を郡山支部で開催しました。この模擬裁判は以降、毎年、郡山支部のみならず、本庁やほかの支部においても、子供達の夏休み期間中に開催しています。また、同年7月の田島祇園祭りにおいては、田島簡裁職員による「うちわ」の配布、8月のわらじ祭りの際にも同様に「うちわ」の配布の広報活動を行いました。

平成20年に入ってから、1月及び2月に喜多方市、郡山市、南相馬市、いわき市、白河市及び二本松市の6個所において、裁判員制度ミニフォーラ

ムを開催しました。各会場では、広報用映画「裁判員」の上映会及び裁判官による制度説明、質疑応答等を行いました。このほかに、会社等から依頼があった際に裁判所から出かけて行う出張講義は、「取組状況」に記載のとおり数多く行っています。

福島家裁として裁判員制度広報活動の最も大きなものは、昨年（平成19年）8月から開始した企業訪問が上げられます。合計45社の企業等に対して、福島家裁が訪問しました。主に郡山市に本店を置く企業等を中心に回っています。内容としては、制度施行に当たり環境整備の一環として、社員の皆様が裁判員として参加しやすくなるように、裁判員制度の特別有給休暇の創設依頼及び模擬裁判における裁判員役として社員の方の参加の協力依頼等を福島家裁の事務局管理職員が担当してきました。

(4) 裁判員制度広報に関する意見交換

広報事務について、御意見を頂きます。

通常、一般の方は法廷を自由に傍聴できます。これにより、裁判員は傍聴人から嫌がらせなどを受けるということで、被告人を裁くことに不安を抱いたり、裁きたくないということは起きないでしょうか。

今まで裁判官が裁判に関して、事件当事者や傍聴人等から襲われたということはありません。

裁判官に関する事故はありません。

例えば、裁判員は裁判官と同様の法服を着用したり、全員同じ色の服を着用するなど、裁判員であることを傍聴人等に対してカムフラージュをすることなどが考えられるかもしれません。

裁判員が法壇で作業服を着ているところがありましたね。法服は、裁判員のこのような不安感を解消するためにカムフラージュができて良いのではないのでしょうか。

辞退事由について、例えば妊産婦の方は辞退できるという個別の事情があるわけですね。

そうです。裁判員制度に関して、全般的に裁判所としては、国民が裁判員として参加しやすくするための条件を整えるなどの環境整備が必要になります。

裁判員として参加することは、国民の権利なのか、それとも義務なのか、裁判員制度が次世代の人たちにも理解できるように、学校で模擬裁判を実施することも考えなければなりません。地域の公民館で実施することも有用だと思います。また、民間勤務の会社員が裁判員として参加するために、裁判員制度有給休暇を取れるという保証ができれば良いと思います。裁判員制度の導入後は、裁判所は大変になりますね。外部者がいわゆる垣根を越えて入ってきます。これに対して、規制にならないような、あるいは規制をするための対応、運営が必要になるのではないのでしょうか。先ほど、分かりやすい審理を進めるという話がありましたが、法律用語は法律家が話すことに意義があり、法律用語を砕いて説明しますと分かりにくくなったりします。しかし、そうは言っても法律用語自体は必要であり、使用しなければなりません。このように裁判所と一般市民とのちょっとした垣根をなくすことのプラス面、あるいはマイナス面の両面が出てくるのではないかと思います。

裁判員制度について、会社で中高年層の何人かに聴いてみたところ、男性は関わりたくない、又は難しいとの意見、女性は裁判員として活躍できれば素晴らしいなどの意見が出ました。若い人からは、事件に関わりたくない、ドロドロとした人生を聴かなくてよいのであれば聴きたくないなどの意見が出ました。裁判員制度をスムーズに進めるのが難しいとは思いますが、私は陪審制の映画を見た際、陪審員が1週間、自分の人生経験等を話しながら全身全霊をささげて裁判に向き合っているシーンがあり、大変なことであると同時に素晴らしいとも感じました。裁判員制度は、審理期間が3日から5日間とのことではありますが、本当にその審理日数でいいのか、終わるのかと思いました。裁判官が裁判員に事件内容等を説明する程度で終わってしまうのではないか。裁判員が理解したときには、裁判は既に終わっていたということにならないか。裁判員は裁判の内容を理解する程度までに達するのだろうかということを感じます。私が裁判員になったときには、いろんな意見をい

ただきながら客観的に勉強していかなければならないと思っています。

裁判員制度は何のためにするのか国民に明確に伝われば、参加に関して国民の意識が変わるのではないのでしょうか。その中で情報を国民から頂き、議論をしていくことが必要と思われれます。男女共同参画の面から言えば、人権一人一人が尊重されて参加することが大事です。裁判員制度について、みんなが参加して一人一人の人生経験や価値観を踏まえて活動していただければよいと思っています。

裁判員制度の広報に関しては、検察庁は3年前からものすごく行っておられて、私が所属する団体でもすごいパワーだねという意見が出ています。今までこのように全国で広報活動をされることは、なかったのではないのでしょうか。一般の方の中には、裁判員制度に関わりたくないという意見が多数を占めているのが現状だと思いますが、今後もまめな活動が必要と感じます。

7 次回開催期日の指定

1 1月26日(水)午後1時15分

8 閉会

以 上